

太陽光発電

支援

設備の導入を **支援** します！

個人

- 申請日時時点で、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、居住実態がある方
(個人を需要家(電力消費者)とするPPA事業者・リース事業者も対象となります。)

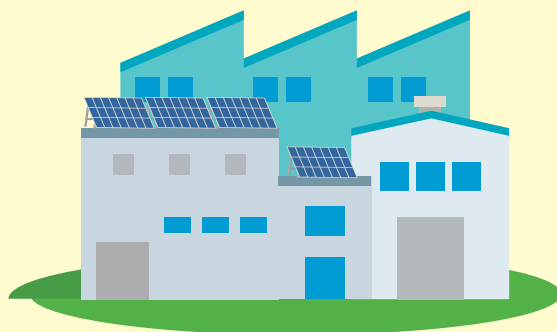


補助額

7万円×発電設備の最大出力(kw)
上限 **35万円**

中小事業者等

- 市内に事業所を有する事業者(中小企業基本法第2条に規定する法人又は個人等)
(中小事業者等を需要家(電力消費者)とするPPA事業者・リース事業者も対象となります。)



補助額

5万円×発電設備の最大出力(kw)
上限 **500万円**

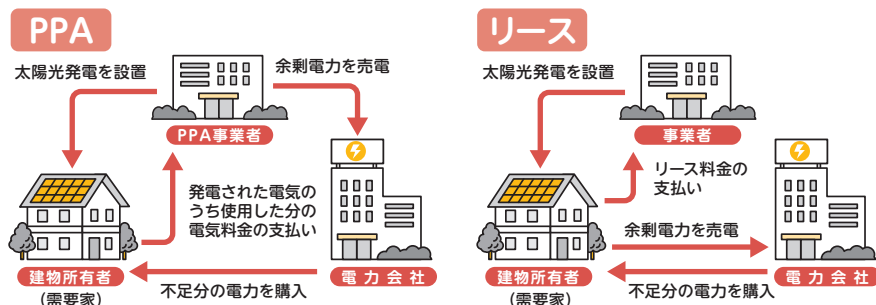
要件

- ・FIT/FIP制度の認定を取得しないこと。
- ・電力の自家消費率が30%以上となること。
(中小事業者等の場合は、需要家が消費する電力量を含めて50%以上を富山県内の需要家が消費すること。)
- ・この補助金の対象となる発電設備について、他の補助金等(国、県等の補助を含む)の交付を受けていないこと。など



PPA・リースって？

事業者が初期費用を一時負担して、太陽光発電設備を設置し、建物所有者は電気料金又はリース料を支払うことで、初期費用をかけず太陽光発電を導入できます。



交付申請
受付期間

令和8年4月1日～令和9年1月30日

太陽光発電設備導入のメリット



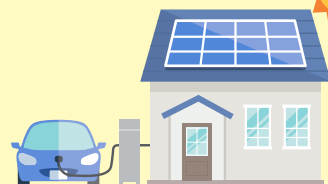
経済性

発電した電気を自家消費することで電気代を削減できます！



災害への備え

停電しても日中は電気が使えます！



手続の流れ ※各種書類の提出は、窓口、メール、郵送いずれも可能です。

①補助金の 交付申請

申請期限：令和9年1月30日まで

提出書類

- 交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 法人登記履歴事項全部証明書、もしくは個人事業の開業・廃業等届出申請者（事業者の場合）
- 補助対象設備の見積書
- 補助対象設備等の仕様書
- 自家消費率を試算した書類（任意様式）
- 市税等納付状況確認承諾書（申請者及び需要家分）

砺波市① 申請書の審査 交付決定通知書をお送りします。

②設備の設置

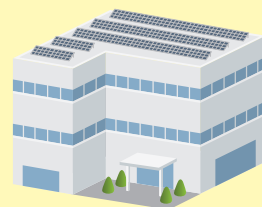
設備を設置してください。

③補助金の 実績報告・請求

報告期限：令和9年2月26日まで

提出書類

- 実績報告書（様式第6号）
- 実績報告書（様式第7号）
- 請求書（様式第9号）
- 施工前後の写真
- 補助対象設備の導入に係る契約書、領収書等の写し
- 系統連携契約等を証明する書類の写し
- 口座番号が確認できる通帳等の写し



砺波市② 報告書の審査 補助金額確定通知書をお送りします。

砺波市③ 補助金の振込 ご指定の口座へ補助金を振り込みます。

詳細については、市ホームページをご確認ください。

砺波市役所 太陽光



支援に関する窓口

砺波市市民生活課

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

TEL：0763-33-1372 メールアドレス：seikatsu@city.tonami.lg.jp